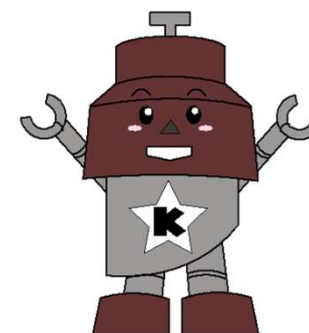


令和 8 年度集団指導

運営基準編 (施設系サービス)

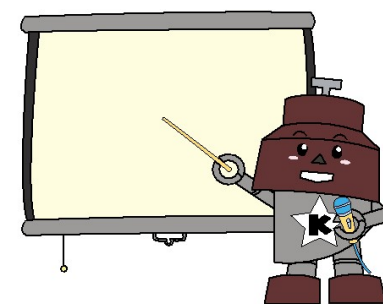
福祉部 福祉監査課 指導第 2 係



川口市のマスコット「きゅぽらん」

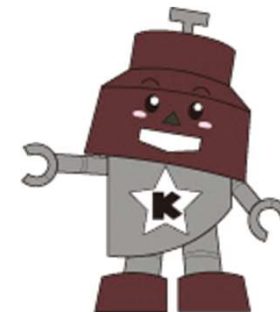
対象サービス

- 【全施設サービス】
- 【居宅サービス】
 - (介護予防) 特定施設入居者生活介護
 - (介護予防) 短期入所生活介護
 - (介護予防) 短期入所療養介護
- 【地域密着型サービス】
 - (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - (介護予防) 小規模多機能型居宅介護、
看護小規模多機能型居宅介護



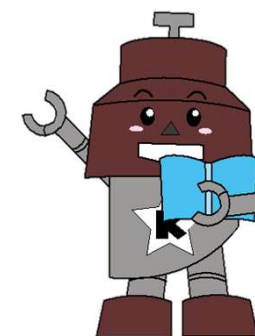
この動画の流れ

- 運営規程・重要事項説明書等
- 利用料の受領・利用者負担
- 人員基準・勤務体制
- サービス提供記録
- 取扱方針（身体的拘束等）
- 施設（個別）サービス計画
- 栄養管理
- 口腔衛生の管理
- 業務継続計画の策定等
- 非常災害対策計画
- 衛生管理等
- 秘密保持
- 事故発生の防止
- 虐待の防止
- おわりに



川口市のマスコット「きゅぼらん」

運営規程・重要事項説明書等



川口市のマスコット「きゅぼらん」

運営規程・重要事項説明書等

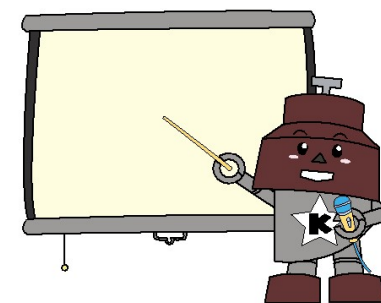
【問題点1】

運営規程や重要事項説明書等の各書類と届出内容について、

- ・ 各書類の記載内容が一致していない（例：運営規程≠重要事項説明書）。
- ・ 書類や届出の内容と施設の実態が一致していない。

A. 「市への届出、運営規程や重要事項説明書などの各書類、事業所の実態」すべての内容が一致するようにしてください。

施設の体制に変更があり、重要事項説明書を修正したが、運営規程の変更届を出していなかった、というケースが目立ちます。
現在、施設で使用している各書類が「**届出**」＝「**各書類**」＝「**施設の実態**」になっているか、今一度確認してください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

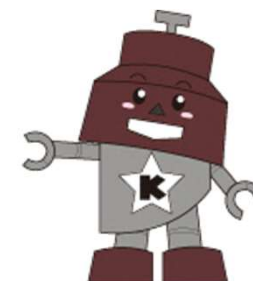
運営規程・重要事項説明書等

【問題点2】

各書類に盛り込むべき項目が記載されていない。

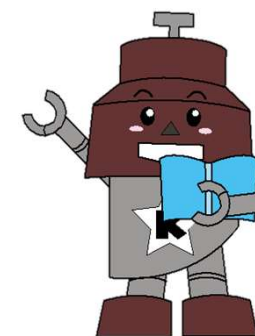
A. 自主点検表などを活用し、漏れている項目がないか、再度確認をお願いします。

- ・ 運営規程においては「**虐待の防止のための措置に関する事項**」の漏れが目立ちましたので、注意してください。
- ・ 重要事項説明書においては「**事故発生時の対応**」及び「**第三者評価の実施状況**」の漏れが目立ちましたので、注意してください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

利用料等の受領・利用者負担



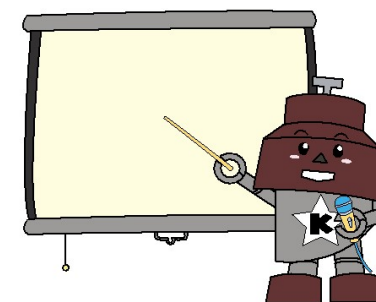
川口市のマスコット「きゅぼらん」

利用料等の受領・利用者負担

【問題点】

クラブ活動費や預かり金管理費といった費用について、まとめて「その他費用」と記載し、内訳を区分していない。

A. 「その他の日常生活費」の内訳を適切に区分して、希望する利用者からのみ徴収するよう注意してください。

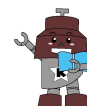
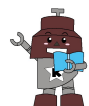


川口市のマスコット「きゅぼらん」

ここで問題です！

次の①～③の内「その他の日常生活費」について、正しく説明しているのはどれでしょうか。

- ① 身の回り品として日常生活に必要な歯ブラシ等の個人的日用品費について、重要事項説明書にその他費用として金額を記載し、全利用者から徴収している。
- ② 利用者用の居室におけるWi-fi等の通信設備の利用料は、サービス提供とは関係のない費用として、希望制であれば、徴収することができる。
- ③ 共用の談話室におけるカラオケ設備の使用料は、サービス提供とは関係のない費用として、希望制であれば、徴収することができる。



正解は・・・！

②

近年の情報通信技術の進展に伴い、介護保険施設利用者においてもインターネットやスマートフォン等の利用が広がったことから、希望制であれば徴収可能となりました。

正解は・・・！ ②

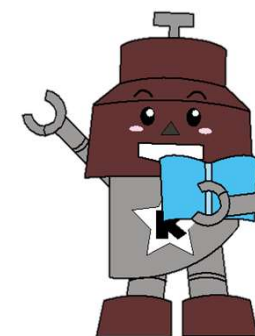
①…×

品目としては徴収可能ですが、その受領については、利用者又はその家族等の自由な選択に基づいて行われなければなりません。事前に十分な説明を行い、徴収することについて同意を得た上で提供してください。

③…×

カラオケ設備使用料、共用テレビ・雑誌等は、全ての入所者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用と考えられ、徴収は認められません。具体的な範囲は厚生労働省通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」を参考にしてください。

人員基準・勤務体制



川口市のマスコット「きゅぼらん」

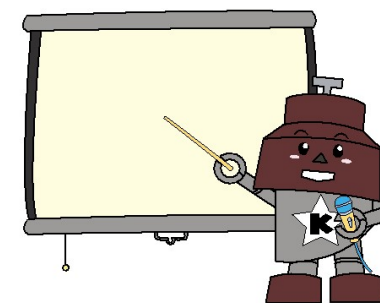
人員基準・勤務体制

【問題点 1】

人員基準に配置要件がある職種について、必要な人数を配置していない。

A. 条例（指定基準）でサービス種類別に定めている人員基準は、最低限の人員配置となります。すべてのサービスにおいて、必ず基準以上の配置を行ってください。

基準で定める人員を配置していない場合「**人員基準欠如減算**」として、介護報酬が減額される場合がありますので、注意してください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

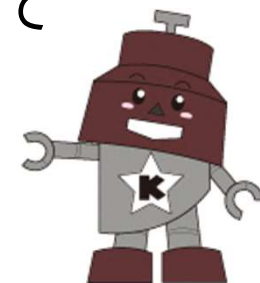
人員基準・勤務体制

【問題点2】

「常勤」として配置が必要な職種の従業者について、勤務時間数が事業所で定める「常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していない状況にありながら、正規雇用であることを理由に、常勤として配置している。

- A. 介護保険法でいう「常勤・非常勤」は、従業者の雇用形態の概念とは異なることに注意してください。法人では正規雇用であっても、勤務形態によって「非常勤」となることもありますので、注意してください。

次のスライドに例を載せていますので、適宜動画を止めて確認ください。



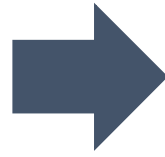
川口市のマスコット「きゅぼらん」

【参考】「介護老人福祉施設K」の場合
就業規則で常勤の従業者が勤務すべき時間数を週40時間と定めている(※有給休暇は考慮していません)



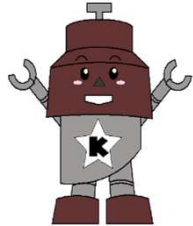
看護師A

(施設・通所介護兼務)
雇用契約：正規雇用
勤務時間：週40時間
(※40時間のうち、施設Kでの勤務は32時間)



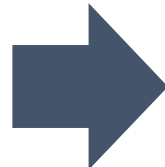
非常勤職員
常勤換算方法上の人員数
32/40で「0.8人」

施設 「0.8」
通所介護 「0.2」
となります。



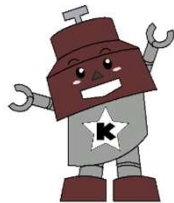
ヘルパーA

雇用契約：非正規雇用
勤務時間：週40時間



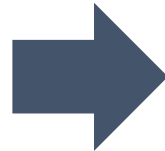
常勤職員
常勤換算方法上の人員数
40/40で「1.0人」

介護保険法上の「常勤」は勤務時間に着目して判断します。



ヘルパーB

雇用契約：正規雇用
勤務時間：週48時間



常勤職員
常勤換算方法上の人員数
48/40で「1.0人」

常勤換算方法の人員数は「1.0」を超えることはありません。

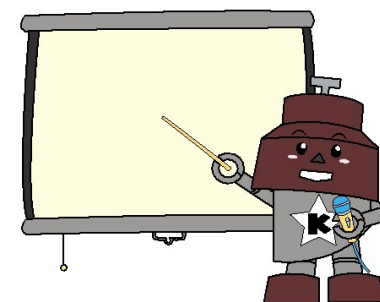
人員基準・勤務体制

【問題点3】

同一事業所内、併設事業所及び併設施設との兼務関係が明確になっていない。

A. 毎月作成する勤務表では、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の従業者の配置、兼務関係などを明確にしてください。また、これらの事項は、実績はもちろん、予定を立てる段階においても明確にしてください。

特に、併設病院と兼務する薬剤師、理学療法士や、併設事業所と兼務する看護職員に多くみられましたので、注意してください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

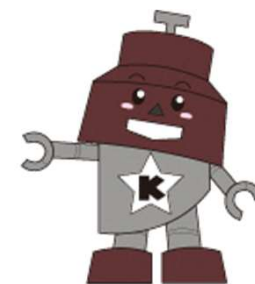
人員基準・勤務体制

【問題点4】

必要な研修を、必要な回数実施していない、実施した記録がない。

A. 法定研修や資質向上を図るための研修等、施設内で様々な研修を実施していく必要があります。計画的に研修を実施し、その内容を記録してください。

研修は実施するのみではなく、出席者の把握、アンケートの実施、研修資料の保管等により**記録**を残してください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

施設サービス・施設系サービスに必要な研修

実施が義務化されている研修	施設サービス	特定施設・GH	(看護)小多機・短期入所
身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修	年2回以上、新規採用時	年2回以上、新規採用時	年2回以上、新規採用時
業務継続計画に係る研修	年2回以上、新規採用時	年2回以上、新規採用時	年1回以上、 新規採用時は努力義務
感染症および食中毒の予防及びまん延の防止のための研修	年2回以上、新規採用時	年2回以上、新規採用時	年1回以上、 新規採用時は努力義務
虐待の防止のための研修	年2回以上、新規採用時	年2回以上、新規採用時	年1回以上、新規採用時
事故発生の防止のための研修	年2回以上、新規採用時	-	-
資質向上を図るための研修	外部研修や施設内研修等を必要回数		

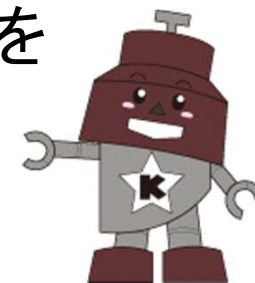
研修は介護従業者の資質の向上のために大切なものです。複数回開催することや欠席者に対する資料の提供(閲覧)等により**すべての従業者に対して**研修の機会を確保し、**記録**してください。

人員基準・勤務体制

【問題点5】

免除対象ではない資格を持つ従業者に対して「認知症介護に係る基礎的な研修」を受講させるための措置を講じていない。

- A. 日本以外の国の医療・福祉系の資格を持つ外国人従業者や、社会福祉主事任用資格を持つ従業者等は、免除対象ではありませんので注意してください。受講対象者に対して、採用後1年以内に研修を受講させるための必要な措置を講じてください。

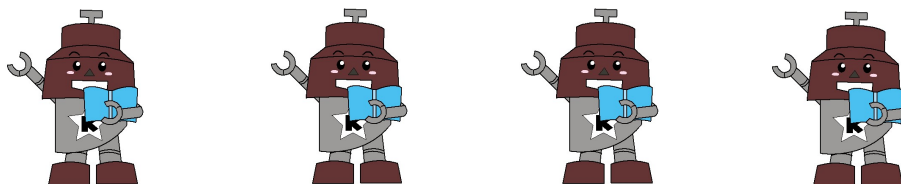


川口市のマスコット「きゅぼらん」

ここで問題です！

次の①～③の内「認知症介護基礎研修の受講」の義務付け対象（受講が必要）となるのは、どの資格で
しょうか？

- ① 認知症介護実践者研修の修了者
- ② 歯科衛生士
- ③ 認知症サポーター一等養成講座の修了者



正解は . . . !

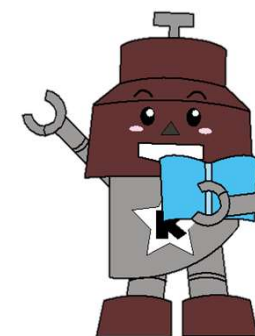
③認知症サポーター一等養成講座の修了者

「認知症サポーター一等養成講座」は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する応援者を要請するための研修ですが、「認知症介護基礎研修」は、認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施する上での、基礎的な知識・技術及び理念を身につけるための研修であり、その目的・内容が異なるため、義務付けの対象外とはなりません。

【受講が免除となる者（当該義務付けの対象外の者）】

- ・ 看護師・准看護師・介護福祉士・介護支援専門員
- ・ 実務者研修修了者・介護職員初任者研修修了者、
- ・ 介護職員初任者研修修了者・生活援助従事者研修修了者
- ・ 介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程（旧ホームヘルパー1級課程）、二級課程（旧ホームヘルパー2級課程）修了者
- ・ 社会福祉士・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士
- ・ 言語聴覚士・精神保健福祉士・管理栄養士・栄養士
- ・ あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師 等

サービス提供の記録



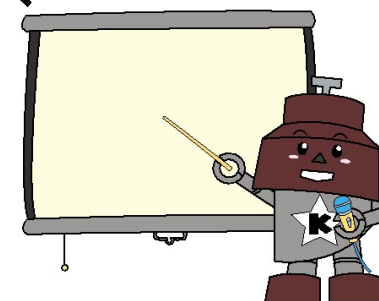
川口市のマスコット「きゅぼらん」

サービス提供の記録

【問題点】

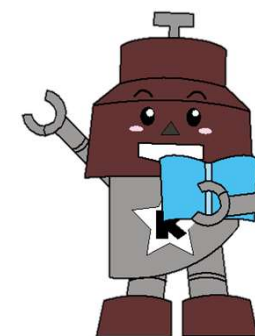
利用者の心身の状況や入浴の代替措置、口腔ケアなど、具体的なサービス内容の記録が不十分だった。

- A. サービス提供記録は、提供したサービス内容を証明する重要な書類です。サービスを提供した際には、提供日、サービス内容、利用者の心身の状況、その他必要事項を書面などに記録する必要があります。特に各加算に係る記録が無い場合、加算の算定が認められない場合がありますので、注意してください。



川口市のマスコット「きゅぽらん」

取扱方針（身体的拘束等）



川口市のマスコット「きゅぼらん」

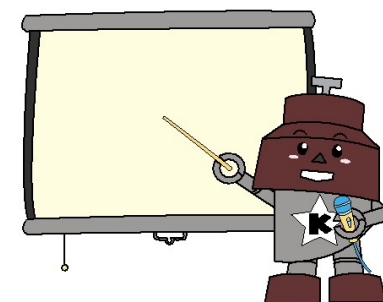
取扱方針

【問題点 1】

要件を満たさない利用者に身体的拘束等を行っていた。

- A. 身体的拘束等は、当該利用者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、禁止されています。

次のスライドに身体的拘束等の詳細を載せていますので、適宜動画を止めて確認ください。



川口市のマスコット「きゅぽらん」

【参考】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がりを防げるようないすを使用する。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(身体拘束ゼロへの手引きより)

【参考】緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の3つの要件について

●非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に**代替する介護方法がないこと**

いかなるときでも、まずは身体拘束せずに介護する代替手段が存在しないか、組織で確認・検討する必要があります。

●切迫性

利用者本人または他の利用者の**生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと**

身体拘束が本人の日常生活に与える悪影響を勘案してもなお、身体拘束が必要な程、利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

●一時性

身体拘束その他の行動制限が**一時的なものであること**

本人の状態に応じて、必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

【参考】 3つの要件を満たしても手続き面で留意すること

1. 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断

担当スタッフ個人（または数名）で行わず、施設全体としての判断ができるよう、あらかじめルールや手続きを定めてください。

特に、「身体拘束廃止委員会」等の組織において事前に手続き等を定め、具体的な事例について関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とします。

2. 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し十分な理解を得るよう努めてください。

その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者について事前に明文化しておいてください。

3. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除してください。

この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要です。

【参考】身体拘束に関する記録について

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録**しなければなりません。

具体的には、「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等を用い、記録し、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有します。

「身体拘束ゼロへの手引き」に「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」の様式が掲載されていますので、参考にしてください。

「緊急やむを得ない場合」の対応とは、**ケアの工夫のみでは十分に対処できないような「一時的に発生する突発事態」のみに限定**されます。安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行うことのないよう、よく検討した上で、慎重に判断してください。

やむを得ず身体拘束を行う場合に、正しい手続きを経ていない場合には**虐待に該当し**、行政処分の対象になる場合もありますので注意してください。

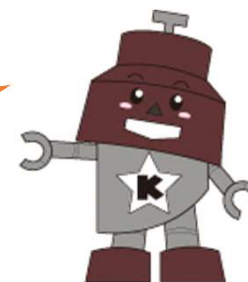
取扱方針

【問題点 2】

身体的拘束等の適正化を図るための措置が行われていない。

- A. 身体的拘束等の適正化のための措置を1つでも行っていない場合、**身体拘束廃止未実施減算**として介護報酬が減額される場合がありますので、注意してください。

いずれの措置も実施したことが分かるよう、必ず**記録**を残してください。

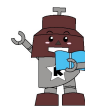


川口市のマスコット「きゅぼらん」

ここで問題です！

次の①～③の内、「身体的拘束等の適正化を図るための措置」について、正しく説明しているのはどれでしょうか。

- ① 身体的拘束等を行う場合、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を満たすことについて、組織として確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておかなければならない。
- ② 身体的拘束等適正化検討委員会は、年2回以上開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図らなければならない。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための研修は、定期的な研修及び新規採用職員への研修を、併せて年2回以上実施しなければならない。



正解は・・・！ ①

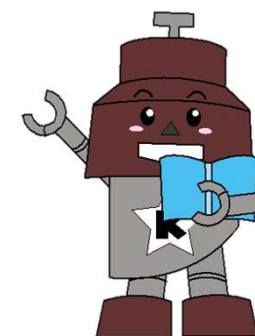
- ②・・・× 身体的拘束等適正化検討委員会については、**3月に1回以上の頻度**で開催しなければならないことに注意してください。年度末等にまとめて実施することがないようにしてください。
- ③・・・× 身体的拘束等の適正化のための研修は、定期的な研修を**年2回以上**実施することに加え、**新規採用時**にも必ず研修を実施し、その実施内容について記録を残してください。

【参考】身体的拘束等に係る記録及び必要な措置

記録及び必要な措置	実施内容
記録	身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録
委員会の開催	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催
指針の整備	身体拘束等の適正化のための指針を整備
研修の実施	身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的（年2回以上、新規採用時）に実施

上記の記録及び措置を行っていない場合には、**身体拘束廃止未実施減算**に該当します。

施設（個別）サービス計画



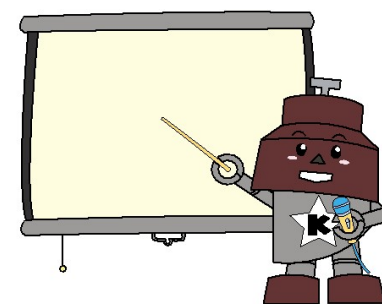
川口市のマスコット「きゅぼらん」

施設（個別）サービス計画

【問題点 1】

施設（個別）サービス計画の同意を家族からもらっている。

- A. サービス内容への利用者の意向の反映の機会を保証する観点から、計画の作成にあたっては、計画の目標や内容などについて、サービス提供開始前に利用者又は家族に理解しやすい方法で説明し、**利用者の同意**を得てください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

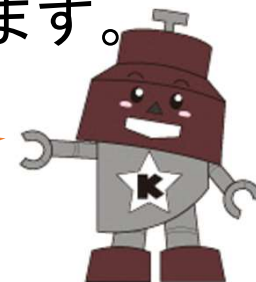
施設（個別）サービス計画

【問題点2】

入所時の初回のサービス計画作成の際、暫定サービスであるという理由で、サービス担当者会議（他の従業者との協議）を実施していない。

- A. 計画の作成にあたっては、暫定、初回、更新や変更に関係なく、サービス提供開始前に、**アセスメント⇒計画の原案の作成⇒サービス担当者会議（他の従業者との協議）の開催⇒利用者及び家族への説明・利用者の同意及び計画の交付**を行う必要があります。

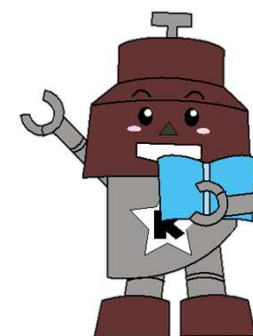
いずれの場合も、**手順を省略することなく、順序どおりに計画を作成してください。**



川口市のマスコット「きゅぼらん」

栄養管理

この項目は施設サービスのみ対象です。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

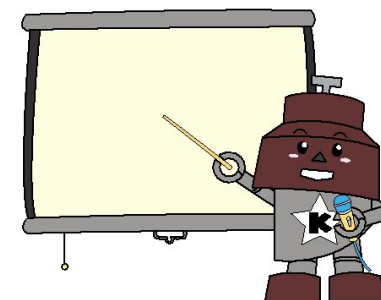
栄養管理

【問題点】

栄養士又は管理栄養士を配置せず、適切な栄養管理が実施されていない。

A. 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を、次のスライドの手順により行ってください。

栄養士又は管理栄養士を配置していない場合、もしくは、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていない場合は、**栄養管理に係る減算**になる場合がありますので、ご注意ください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

【参考】計画的な栄養管理の手順

栄養管理について、以下の手順により行ってください。

① 栄養計画の作成

- ・ 栄養スクリーニングを入所後遅くとも **1週間以内**、以後 **3月毎**に実施してください。
- ・ 管理栄養士が栄養アセスメントを実施してください。
- ・ 医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、栄養ケア計画を作成してください。
- ・ 入所者又は家族に説明し、同意を得てください。

② 栄養状態を定期的に記録

- ・ 栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に**記録**してください。

③ 定期的な評価、見直し

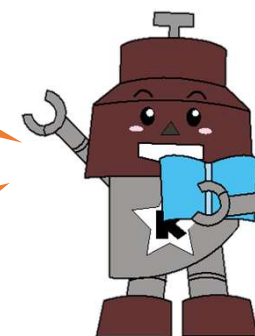
- ・ モニタリングを低栄養状態の低リスク者はおおむね **3月毎**、高リスク者はおおむね **2週間毎**に実施し、必要に応じて計画を見直してください。体重は **1月毎**に測定してください。

(参照) 通知「リハビリテーション・個別機能訓練計画、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」

口腔衛生の管理

この項目は施設サービス及び特定施設入居者生活介護が対象です。

※特定施設入居者生活介護については令和9年3月31日までは努力義務です。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

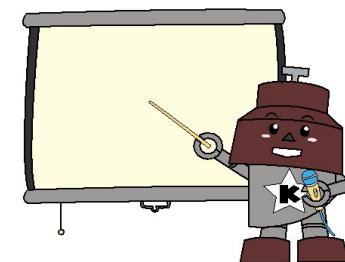
口腔衛生の管理

【問題点 1】

施設サービスにおいて、入所者の口腔の健康状態の評価を実施していない。※特定施設入居者生活介護を除く。

A. 施設の従業者又は歯科医師等（歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士）による入所者毎の口腔の健康状態の評価を実施してください。評価は、**施設入所時及び月 1 回程度**必要です。

口腔衛生管理加算を取得している施設の場合、加算未算定の入所者の評価を実施していないケースが見受けられましたので、注意してください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

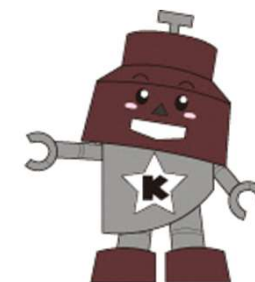
口腔衛生の管理

【問題点2】

口腔衛生の管理体制に係る計画を作成していない。

A. 歯科医師等（歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士）が、施設の介護職員に対して行った口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導に基づき、**入所者の口腔衛生の管理に係る計画**を作成し、必要に応じて見直してください。

- ・ この計画は入所者ごとに作成する必要はなく、施設で1つ作成していれば良いものです。
- ・ 計画には、①助言を行った医師の名前 ②歯科医師からの助言の要点 ③具体的方策 ④当該施設における実施目標 ⑤留意事項・特記事項を載せてください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

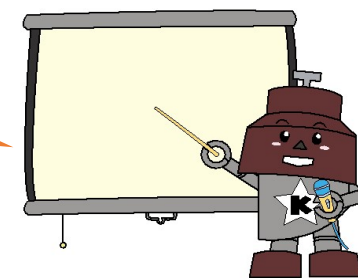
口腔衛生の管理

【問題点3】

実施事項等について、文書で定めていない。

- A. 施設は、歯科医師等（歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士）と、口腔衛生の管理に関する技術的助言若しくは指導を受けることや入所者の口腔の健康状態の評価を受けることについて、**文書**で取り決めを行ってください。

取り決めた内容がわかる文書を保管しておいてください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

【参考】計画的な口腔衛生管理の手順

口腔衛生管理について、以下の手順により行ってください。

● 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士は、施設の介護職員に対して口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を**年2回以上**行ってください。

● 当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に**施設入所時及び月に1回程度**の口腔の健康状態の評価を実施してください。

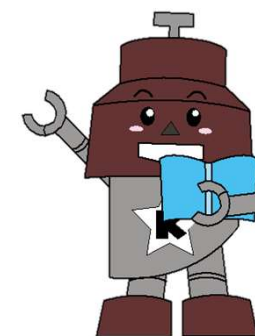
● 上記の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した入所者の**口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、必要に応じて定期的に見直し**てください。

ア、助言を行った歯科医師 イ、歯科医師からの助言の要点 ウ、具体的方策
エ、当該施設における実施目標 オ、留意事項・特記事項

● 施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等と、**実施事項等を文書**で取り決めてください。

(参照) 通知「リハビリテーション・個別機能訓練計画、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」

業務継続計画の策定等



川口市のマスコット「きゅぼらん」

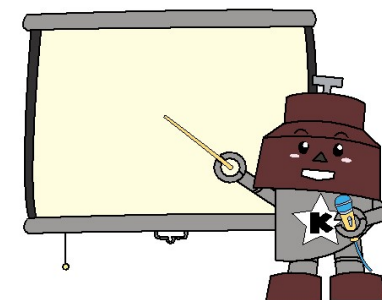
業務継続計画の策定等

【問題点 1】

業務継続計画を策定しているが、規定すべき項目が不足している。

A. 業務継続計画を策定する際は、次のスライドのア～ウの記載事項を盛り込んでください。感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、**業務継続計画未策定減算**の対象となりますので、ご注意ください。

次のスライドに計画に記載すべき事項を載せていますので、適宜動画を止めて確認ください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

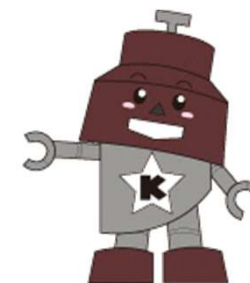
【参考】業務継続計画に記載すべき事項

業務継続計画には以下の事項を記載してください。

- 感染症に係る業務継続計画
 - ア 平時からの備え
 - イ 初動対応
 - ウ 感染拡大防止体制の確立

- 災害に係る業務継続計画
 - ア 平常時の対応
 - イ 緊急時の対応
 - ウ 他施設及び地域との連携

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、**業務継続計画未策定減算**の対象となります。



川口市マスコット「きゅぼらん」

業務継続計画の策定等

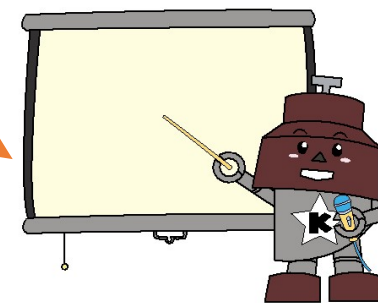
【問題点2】

業務継続計画に係る研修及び訓練を実施しているが、記録がない。

A. 研修及び訓練を実施した場合は、実施したことがわかるよう必ず**記録**に残してください。また、研修と訓練はどちらも実施する必要があるため、それぞれを実施したことがわかるような記録を残してください。

研修及び訓練は以下に記載のとおり実施して差し支えありません。

- ・他のサービス事業者との連携等により行う…○
- ・感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施する…○
- ・災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施する…○

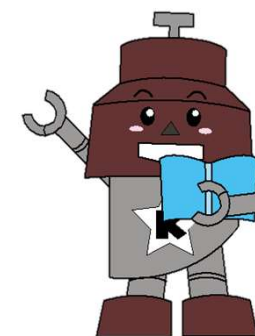


川口市のマスコット「きゅぼらん」

業務継続計画の策定等の講ずべき措置は記載のとおりとなっています。
 サービス種別によって研修・訓練の実施回数が異なりますので注意してください。
 また、**※赤字部分の新規採用時は必須なので、ご注意ください。**

業務継続計画の策定等の措置	施設サービス・ 特定施設・GH	(看護)小多機・ 短期入所
感染症発生時の 業務継続計画	必要	必要
災害発生時の 業務継続計画	必要	必要
研修	年2回以上、 新規採用時（必須）	年1回以上、 新規採用時（努力義務）
訓練（シミュレーション）	年2回以上	年1回以上

非常災害対策計画



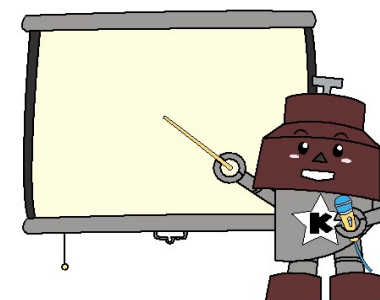
川口市のマスコット「きゅぼらん」

非常災害対策計画

【問題点 1】

非常災害（火災、風水害、地震等）に対する、具体的計画を策定していない。

A. 具体的計画とは、**消防計画又は消防計画に準ずる計画、非常災害対策計画、避難確保計画（避難対象地域のみ）**を指します。これらを作成し、施設に備えてください。また、関係機関への通報及び連絡体制も整備してください。



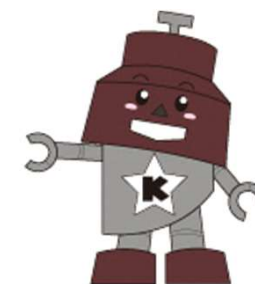
川口市のマスコット「きゅぼらん」

非常災害対策計画

【問題点 2】

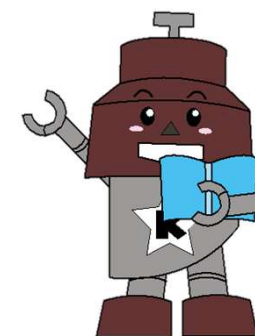
夜間想定の避難訓練を実施していない。

- A. 避難訓練は、**年2回以上、そのうち1回は夜間**を想定し、避難・救出その他必要な訓練を実施してください。また、実施したことがわかるよう、**記録**を残してください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

衛生管理等



川口市のマスコット「きゅぼらん」

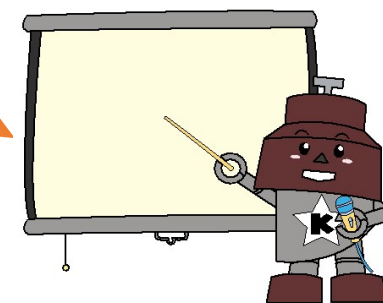
衛生管理

【問題点 1】

感染症（又は食中毒）の予防及びまん延防止のための措置を講じていない。

A. 感染症（又は食中毒）の予防及びまん延防止のために講ずべき措置について、以下に書かれている3点に注意し、措置を講じてください。

- ① **感染症対策委員会**を開催し、議事録など記録を残すこと
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための**指針**を整備し、規定すべき項目（平常時の対策及び発生時の対応）を盛り込むこと
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための**研修**及び**訓練**を実施し、その記録を残すこと



川口市のマスコット「きゅぼらん」

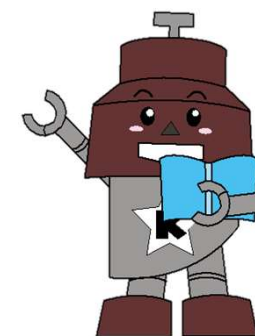
感染症（又は食中毒）の予防及びまん延防止のために講ずべき措置は記載のとおりとなっています。委員会の頻度や研修・訓練回数など、施設サービスと施設サービス以外では回数が異なりますので、注意してください。

感染症（又は食中毒）の予防及びまん延防止のために講ずべき措置	施設サービス ※食中毒に対する措置を含む	特定施設・GH	(看護)小多機・短期入所
感染症対策委員会	おおむね3月に1回以上	おおむね6月に1回以上	おおむね6月に1回以上
指針	必要	必要	必要
研修	年2回以上、 新規採用時	年2回以上、 新規採用時	年1回以上、 新規採用時
訓練（シミュレーション）	年2回以上	年2回以上	年1回以上

※「食中毒」の予防及びまん延防止のための措置は、施設サービスのみの必要事項となります。厚生労働省が公表している「介護現場における感染対策の手引き」「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」などを参照、活用し措置を講じてください。

※赤字部分について、**新規採用時は必須になりますのでご注意ください。**

秘密保持



川口市のマスコット「きゅぼらん」

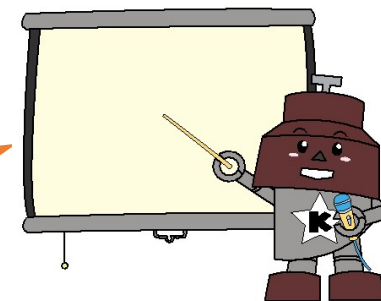
秘密保持

【問題点 1】

従業者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を退職後も漏らすことのないよう措置を講じていない。

A. 従業者がその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、在職中はもちろん、従業者でなくなった後においても漏らすことのないよう、誓約書を徴取するなどの措置を講じてください。

退職後についての記載がない秘密保持の誓約書を使用していた施設がありましたので、再度確認してください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

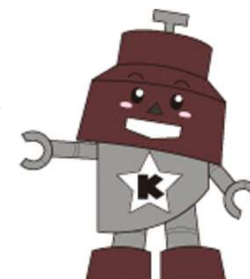
秘密保持

【問題点2】

利用者及び家族から、個人情報利用の同意を得ていない。

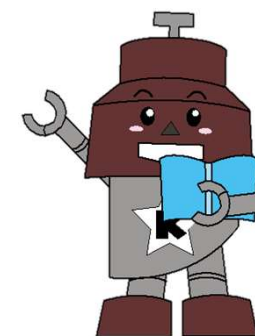
- A. 利用者及び家族の個人情報を用いる場合、利用者及び家族の同意をあらかじめ文書により得てください。

特に、「家族からの同意が漏れている」「同意書に家族同意欄がない」といった事例が多く見受けられますので、注意してください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

事故発生の防止



川口市のマスコット「きゅぼらん」

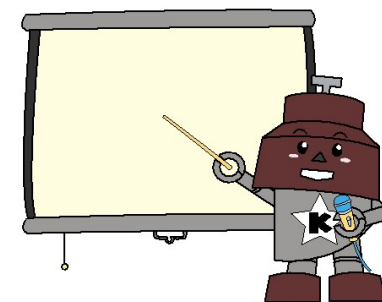
事故発生防止

【問題点】

事故の発生又はその再発を防止するための必要な措置を講じていない。

A. 施設サービスは事故発生時の対応のほかに、事故の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じなければなりません。

措置を講じていない場合は、**安全管理体制未実施減算**として介護報酬が減額される場合がありますので注意してください。

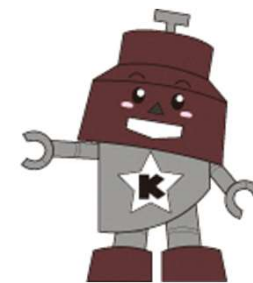


川口市のマスコット「きゅぼらん」

事故の発生又はその再発を防止するための措置

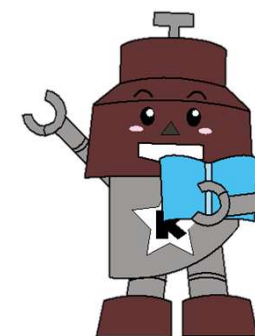
必要な措置	実施内容
指針の整備	事故発生の防止のための指針を整備
体制の整備	事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底
委員会の開催	事故発生の防止のための委員会を定期的で開催
研修の開催	事故発生の防止のための従業者に対する研修を定期的（年2回以上、新規採用時）に実施
担当者の設置	事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を設置

担当者が明確になっていない施設が多く見受けられました。
事故防止検討委員会の安全対策を担当する者との同一の従業者が望ましいとされていますが、担当者であることがわかるよう、指針での明文化や委員会で決定し、議事録へ記録するなど明確にわかるよう工夫してください。



川口市マスコット「きゅぼらん」

虐待の防止



川口市のマスコット「きゅぼらん」

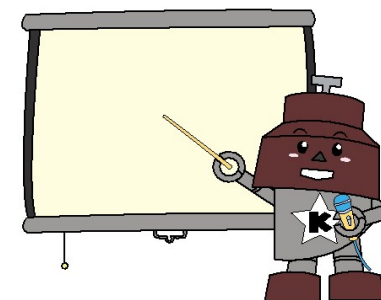
虐待の防止

【問題点 1】

利用者に対する虐待にあたる行為が確認された。

- A. 虐待は高齢者の尊厳の保持や高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、絶対にしてはいけない行為です。

川口市内でも、虐待による人格尊重義務違反で、行政処分された施設があります。
虐待発生要因は、大半が虐待者側にあるとされています。施設として、**職員のストレス緩和や職場環境の改善**などにも取り組んでください。
次に掲げるスライドに虐待の具体的事例等を記載していますので、併せて参考にしてください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

令和5年度に虐待の事実が認められた虐待の発生要因（全国）

表40 虐待の発生要因（複数回答）

	件数	割合（％）
虐待者側の要因		
・ 介護疲れ・介護ストレス	9,376	54.8
・ 理解力の不足や低下	8,162	47.7
・ 知識や情報の不足	7,960	46.5
・ 精神状態が安定していない	7,855	45.9
・ 虐待者の介護力の低下や不足（以下省略）	7,836	45.8
被虐待者の状況		
・ 認知症の症状（以下省略）	9,639	56.4

近年、従業者による利用者への虐待行為が増加傾向にあります。

施設全体で**虐待防止に向けた組織的な対応**を積極的に行うようお願いします。

（例：施設長や管理者をトップとして、医師、看護職員・介護職員、事務職員等、施設全体で、虐待防止検討委員会が適切に機能するように検討する等、虐待防止に向けて現場をバックアップ）

研修などによって、従業者に正しい知識の定着を図り、虐待の防止を徹底してください。

【参考】高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等による高齢者虐待

- 1. 身体的虐待**：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2. 介護・世話の放棄・放任**：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 3. 心理的虐待**：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4. 性的虐待**：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 5. 経済的虐待**：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

【参考】高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等による高齢者虐待

1. 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

① 暴力的行為

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。等

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。等

③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

【参考】高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等による高齢者虐待

2. 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること

- ① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
 - ・ 入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
 - ・ 褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
 - ・ おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
 - ・ 健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
 - ・ 健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
 - ・ 室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。等
- ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
 - ・ 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
 - ・ 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置する、処方通りの治療食を食べさせない。等
- ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
 - ・ ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
 - ・ 必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。等
- ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
 - ・ 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。等
- ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

【参考】高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等による高齢者虐待

3. 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

① 威嚇的な発言、態度

- ・ 怒鳴る、罵る。
- ・ 「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。等

② 侮辱的な発言、態度

- ・ 排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・ 日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
- ・ 排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・ 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。等

③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・ 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ・ 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・ 話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・ 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・ 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。等

【参考】高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等による高齢者虐待

3. 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・ トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・ 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。等

⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・ 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・ 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。等

⑥ その他

- ・ 車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・ 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・ 入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・ 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・ 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。等

【参考】高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等による高齢者虐待

4. 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

- 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要
 - ・ 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
 - ・ 性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
 - ・ わいせつな映像や写真をみせる。
 - ・ 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
 - ・ 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまままで放置する。
 - ・ 人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 等

【参考】高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等による高齢者虐待

5. 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

- 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること
 - ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
 - ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断で流用する、おつりを渡さない）。
 - ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
 - ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 等

虐待は本人の虐待に対する「自覚」は問いません。

虐待の疑いが生じた場合には、まず、利用者の安全確保を優先し、常に迅速な対応を心がけてください。

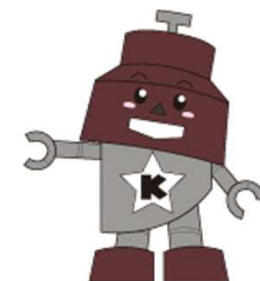
また、高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、担当者1人の判断で行わず、施設として、説明責任を果たすこと、再発防止策を講じるなど適切な対応を行ってください。

虐待の防止

【問題点 2】

虐待の防止に係る必要な措置を講じていない。

- A. 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を1つでも講じていない場合は、**高齢者虐待防止措置未実施減算**に該当します。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

虐待の防止のために必要な措置

記録及び必要な措置	実施内容
委員会の開催	虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を定期的で開催
指針の整備	虐待の防止のための指針の整備
研修の実施	虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的（年2回（1回※）以上、新規採用時）に実施 ※（看護）小多機、短期入所サービスの回数
担当者の設置	虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

- 委員会での検討事項、指針に盛り込むべき項目は自主点検表「虐待の防止」の項目に例示されていますので参考にしてください。
- 指針に「虐待等に係る苦情解決方法に関する事項」が漏れていることが多いため注意してください。
- 研修については定期的なものとは別に、新規採用時にも必ず実施する必要があるので注意してください。

おわりに

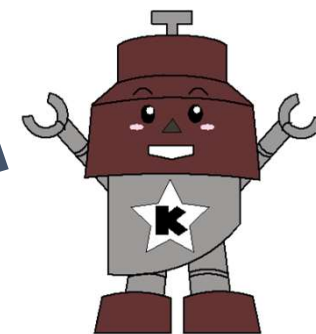
この動画では、施設の運営について、過去の指導した点を中心に、説明してきました。

この動画で説明した以外にも重要な点、注意する点はたくさんあります。動画で説明したもの以外の過去の指導事項については集団指導資料をご覧ください。

また、集団指導資料には、介護保険課、長寿支援課、生活福祉1課、消防局、保健所、医療センター、埼玉労働局等からの資料も掲載していますので併せてご覧ください。

条例や解釈通知等に則って適切な運営を行い、より良いサービス提供に努めてください。

ご視聴ありがとうございました。



川口市マスコット「きゅぼらん」